

年金積立金管理運用独立行政法人（非特定）

所在地 東京都千代田区霞が関1—4—1 日土地ビル
電話番号 03—3502—2480 郵便番号 100—8985
ホームページ <http://www.gpif.go.jp>

根拠法 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）

主務府省 厚生労働省年金局総務課、政策統括官付政策評価官（評価委員会庶務）

設立年月日 平成18年4月1日

沿革 昭36.11 年金福祉事業団 → 昭61.4 年金資金運用事業を開始 → 平13.4 年金資金運用基金 → 平18.4 年金積立金管理運用独立行政法人

目的 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資すること。

業務の範囲 1. 年金積立金の管理及び運用を行うこと。2. 前記1. に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

財務及び予算の状況

<資本金> 100百万円

<国有財産の無償使用> なし

< 予算計画 >

(単位:百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 22～26 年度)	平成 25 年度予算
収 入	年金特別会計厚生年金勘定寄託金	169,200	0
	年金特別会計国民年金勘定寄託金	96,700	17,500
	厚生年金勘定より受入	20,743,410	7,168,676
	国民年金勘定より受入	1,434,448	516,781
	承継資金運用勘定より受入	20,112	—
	投資回収金	20,375,931	5,147,805
	総合勘定より償還金受入	17,004,252	4,644,890
	総合勘定より借入金利息受入	1,725	—
	総合勘定より国庫納付金受入	3,369,954	502,914
	運用収入	19,538,384	3,847,532
	雑収入	715	167
	総合勘定より分配金受入	19,356,130	3,810,684
	計	102,110,963	25,656,949
	支 出	一般管理費	2,892
業務経費		179,273	36,407
総合勘定へ繰入		22,197,971	7,685,456
投資		22,198,679	7,685,623
承継資金運用勘定へ償還金融通		152,100	—
承継資金運用勘定へ借入金利息繰入		1,725	—
財政融資資金借入金償還		152,100	—
財政融資資金借入金利息		1,725	—
厚生年金勘定へ国庫納付金繰入		3,173,532	475,598
国民年金勘定へ国庫納付金繰入		196,422	27,316
年金特別会計厚生年金勘定納付金		3,173,532	475,598
年金特別会計国民年金勘定納付金		196,422	27,316
厚生年金勘定へ償還金繰入		16,441,174	4,308,228
国民年金勘定へ償還金繰入		410,978	336,662
年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還		16,441,174	4,308,228
年金特別会計国民年金勘定寄託金償還		410,978	336,662
厚生年金勘定へ分配金繰入		18,135,942	3,566,810
国民年金勘定へ分配金繰入		1,217,190	243,874
承継資金運用勘定へ分配金繰入		2,997	—
計	104,686,808	29,514,216	

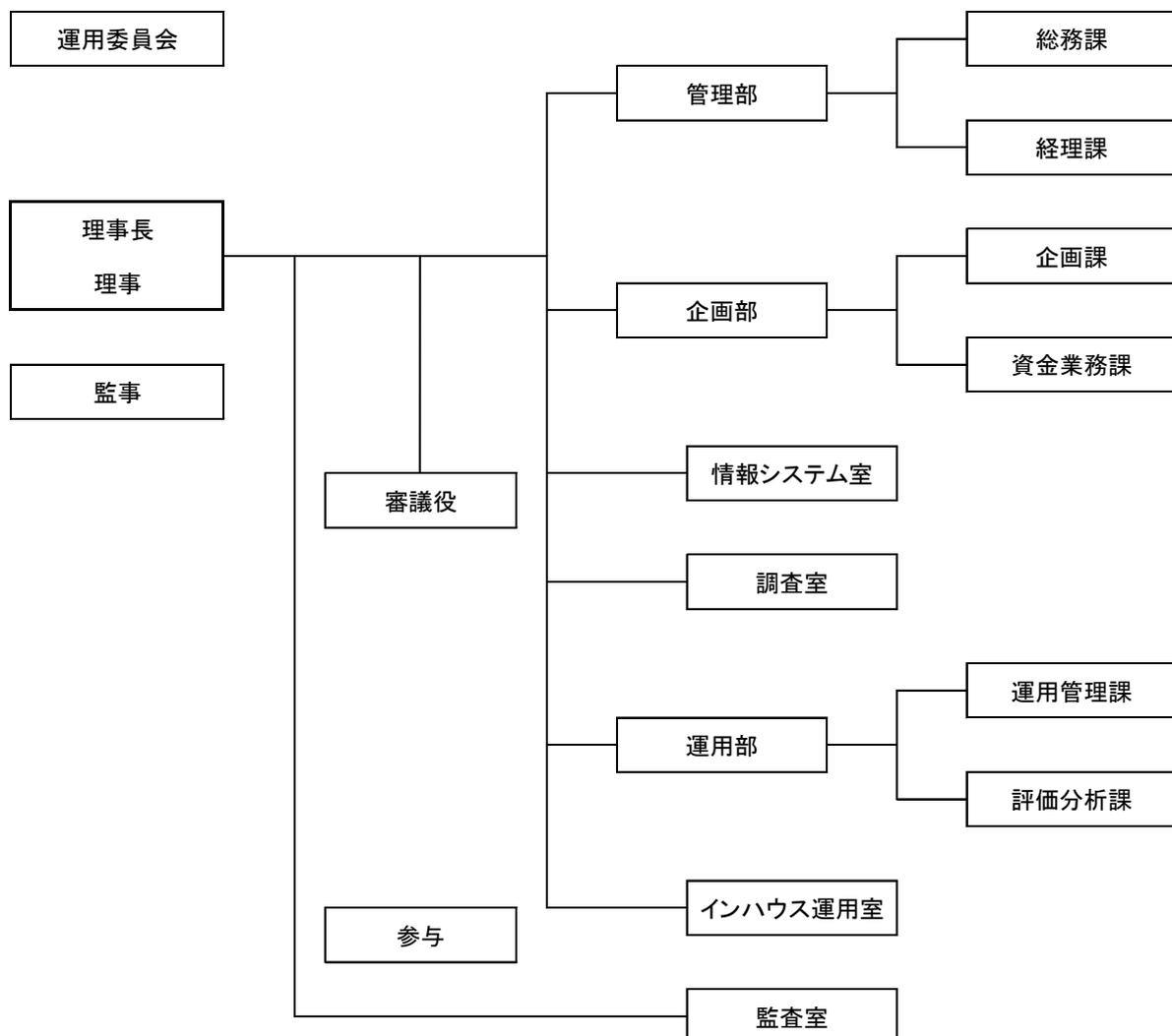
<短期借入金の限度額> 2兆円

組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期5年) 三谷 隆博 (理事・定数1人・任期2年) 大久保 要 (監事・定数2人・任期2年) 高島 健一、(非常勤) 石澤 照久

<職員数> 79人 (常勤72人、非常勤7人)

<組織図>



中期目標

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。

第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。

(参考)

○ 厚生年金保険法第79条の2（同旨国民年金法）

（略）積立金の運用は、積立金が厚生年金保険等の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法第20条第2項

（略）資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条の目的に適合するものでなければならない。

(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。

2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法

(1) 運用の目標

今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

その際、市場に急激な影響を与えないこと。

(2) ベンチマーク収益率の確保

各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。

(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。

適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益

率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。

(4) 運用手法について

長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とする。例外については、これまでの運用実績も勘案し、適切に確たる根拠を説明できる場合に限るものとする。

収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関等を適時に見直すこと。

3. 透明性の向上

年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主義決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。

また、運用委員会の専門性を十分に活用する観点から、運用受託機関等の選定過程においても、運用委員会の審議を経ること。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図ること。

さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。

4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

(1) ポートフォリオの策定

ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこと。

(2) ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。

5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

(1) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。

民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主義決権の行使などの適切な対応を行うこと。

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。

(2) 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見直し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。

第3 業務の質の向上に関する事項

1. 管理及び運用の透明性の向上

第2の3にあるとおり、管理及び運用業務の透明性の向上を図ること。

2. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備

年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守及び受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。

また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。

さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないように、役員の再就職に関し適切な措置を講ずること。

3. 管理及び運用能力の向上

法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き、資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うこと。

4. 調査・分析の充実

基本ポートフォリオに基づく管理・運用能力の向上のための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めること。

5. 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図ること。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な業務運営体制の確立

組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上節減すること。

このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

併せて、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減すること。

なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に

努めること。

3. 契約の適正化

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれない。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。この取組により、契約の適正化を推進すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保

主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないように、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。

2. 宿舎の売却手続き

宿舎の売却については、所要の手続きを完了させるよう努めること。

【年金積立金管理運用独立行政法人】

貸借対照表（法人全体）

（平成25年3月31日）

（単位：円）

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		4,668,523	
金銭等の信託		112,340,743,337,255	
前払費用		19,416	
未収金		96,933,630	
流動資産合計			112,340,844,958,824

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	40,508,945	
建物減価償却累計額	△ 11,958,160	28,550,785
工具器具備品	249,967,825	
工具器具備品減価償却累計額	△ 175,668,956	74,298,869
リース資産	75,559,500	
リース資産減価償却累計額	△ 57,810,420	17,749,080
有形固定資産合計		120,598,734

2 無形固定資産

ソフトウェア		344,450,917
電話加入権		160,000
無形固定資産合計		344,610,917

3 投資その他の資産

金銭等の信託		8,124,529,530,511
その他		62,757,024
投資その他の資産合計		8,124,592,287,535

固定資産合計			8,125,057,497,186
--------	--	--	-------------------

資産合計			<u>120,465,902,456,010</u>
------	--	--	----------------------------

負債の部

I 流動負債

未払金		10,472,827,459	
未払費用		5,027,443	
預り金		4,644,455	
短期リース債務		15,111,900	
引当金			
賞与引当金	44,173,866	44,173,866	
流動負債合計			10,541,785,123

II 固定負債

運用寄託金		106,742,013,909,928	
長期リース債務		2,637,180	
引当金			
退職給付引当金	663,393,900	663,393,900	
固定負債合計			106,742,679,941,008
負債合計			106,753,221,726,131

純資産の部

I 資本金

政府出資金		100,000,000	
資本金合計			100,000,000

II 利益剰余金

積立金		2,514,316,319,390	
当期末処分利益		11,198,264,410,489	
(うち当期総利益)		(11,198,264,410,489)	
利益剰余金合計			13,712,580,729,879
純資産合計			13,712,680,729,879
負債純資産合計			120,465,902,456,010

損益計算書（法人全体）
（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：円）

経常収益			
資産運用損益		11,222,217,206,063	
雑益		99,660,144	
経常収益合計			<u>11,222,316,866,207</u>
経常費用			
資産運用業務費			
運用諸費	22,659,328,628		
役員報酬	31,898,202		
給与手当	389,512,850		
法定福利費	59,390,041		
賞与引当金繰入額	33,521,819		
退職給付費用	37,138,359		
賃借料	361,260,556		
減価償却費	182,149,978	23,754,200,433	
一般管理費			
役員報酬	10,073,138		
給与手当	140,181,943		
法定福利費	20,620,084		
賞与引当金繰入額	10,652,047		
退職給付費用	12,430,541		
賃借料	40,995,383		
減価償却費	6,826,909		
その他の一般管理費	56,475,240	298,255,285	
経常費用合計			<u>24,052,455,718</u>
経常利益			<u>11,198,264,410,489</u>
当期純利益			<u>11,198,264,410,489</u>
当期総利益			<u><u>11,198,264,410,489</u></u>